

最高裁秘書第3963号

平成30年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月6日付け（同月7日受付、最高裁秘書第3263号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生の採用選考に関する以下の文書

- (1) 精密検査が必要と判定された結果、最高裁判所での健康診断を実施した際に作成した文書（直近のもの）
- (2) 採用選考申込者のうち、修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用にした際に作成した文書（直近のもの）
- (3) 採用申込みに当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定を取り消した際に作成した文書（直近のもの）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1の(2)及び(3)の各文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）及び公にすると今後の司法修習生採用選考に関する事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条第6号に相当）を開示することとなるので、それらの文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）